

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、身近な相談相手として、担当する地域に暮らす住民からの生活上の心配ごとや困りごと、子育てや医療、介護の不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っています。子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員も活動しています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された委員です。法律で守秘義務が課されているため、相談内容が他の人に伝わることはありません。安心してご相談ください。



問い合わせ先

福祉課 福祉支援室

0859-68-5534

5月31日は世界禁煙デー

受動喫煙防止と禁煙を



受動喫煙とは、自分の意思とは関係なく、他人が吸うたばこの煙にさらされることです。たばこには200種類以上の有害物質が含まれ、そのうち70種類は発がん物質といわれています。さらに、主流煙（喫煙者が吸い込む煙）よりも、副流煙（たばこから立ち上る煙）により多くの有害物質が含まれています。

ニオイを感じたら受動喫煙

- 換気扇の下でたばこを吸う、ベランダなどの屋外でたばこを吸う、空気清浄機を置く、加熱式たばこにする（有害物質の含有量がゼロではありません）ことでは、受動喫煙は防げません。
- 喫煙の後も、吐く息に含まれる肺の中の煙や、衣服や髪に付着した煙によって周囲の人がたばこの影響を受けます。

禁煙外来で禁煙をはじめませんか？

たばこに含まれるニコチンには強い依存性があり、意志だけでたばこをやめることは困難です。

禁煙外来では、診察、検査、アドバイス、必要に応じて処方を受けられ、初診から12週間を目標に禁煙に取り組むことができます。



禁煙をお考えの人は一度、相談してみてください。



▲鳥取県医師会
ホームページ
(禁煙指導医一覧)



問い合わせ先

健康対策課 健康増進室

0859-68-5536